

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月7日

【四半期会計期間】 第71期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 東洋合成工業株式会社

【英訳名】 Toyo Gosei Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村有仁

【本店の所在の場所】 千葉県市川市上妙典1603番地
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区浅草橋一丁目22番16号 ヒューリック浅草橋ビル8階(本社)

【電話番号】 03(5822)6170(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務本部長 多木宏行

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第70期 第1四半期 累計期間	第71期 第1四半期 累計期間	第70期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(千円)	5,958,007	6,589,347	24,455,632
経常利益	(千円)	531,415	781,117	2,061,864
四半期(当期)純利益	(千円)	366,787	542,765	1,852,797
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	1,618,888	1,618,888	1,618,888
発行済株式総数	(株)	8,143,390	8,143,390	8,143,390
純資産額	(千円)	9,165,517	11,037,049	10,569,291
総資産額	(千円)	35,971,848	41,282,748	39,130,517
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	46.21	68.38	233.43
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			20.00
自己資本比率	(%)	25.5	26.7	27.0

(注) 1. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、当第1四半期累計期間における当社の生産体制、物流体制、営業活動等の事業活動および業績に与えた影響は軽微であったと判断しております。

しかしながら、当四半期報告書提出時点におきましても新型コロナウイルス感染症は終息しておらず、今後の感染の拡大により当社の生産体制、物流体制、営業活動等の事業活動の継続に支障が生じた場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社としましては、引き続き全社の総力をあげ、安全を最優先するとともに、様々な施策を講じ、当社の事業活動および業績への影響を最小限に留めてまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、外出自粛、内需・外需の下振れなどにより、失業率も上昇し景気は大きく下振れし、世界経済においても米国や欧州を中心に同様の状況が続いています。

また、経済活動の停滞が世界規模で進行していることに加え、米中対立、原油相場、各国・地域における動向、為替相場の先行きなど、注視が必要なリスクが継続しております。

一方、電子材料業界においては、AI、IoT、5G等の情報通信技術の普及、コロナウイルス感染拡大の影響を受けテレワーク・動画利用の拡大、データセンターや通信システム向け先端半導体の好調が続きました。

このような状況のもと当社は、在宅勤務や時差出勤の推進、不要不急の外出や社内外への出張を極力見合わせると共に、オンライン会議等を積極的に活用し、事業活動を継続して参りました。

各種対策による制約が伴うなか、当第1四半期累計期間における売上高は、従来からのお客様との関係強化、積極的な拡販への取り組みに加え、在宅需要拡大による半導体・電子材料需要の増加を背景に6,589,347千円(前年同期比+631,340千円、+10.6%)となりました。

さらに利益面につきましても、売上高の増加に加え、先端分野の高付加価値製品の増加、コスト上昇の抑制に努めたこと等により、営業利益は760,787千円(前年同期比+166,284千円、+28.0%)、経常利益は781,117千円(前年同期比+249,702千円、+47.0%)、四半期純利益は542,765千円(前年同期比+175,977千円、+48.0%)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(感光性材料事業)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ディスプレイ市場はやや減速がみられたものの、半導体市場は世界的な在宅者増加に伴う通信需要の増大と先端半導体の生産増加が続き、新規ポリマー製品、メモリ用途の先端製品、ロジック用途のEUV露光用を含む先端製品の売上がいずれも大きく拡大致しました。

この結果、同事業の売上高は3,680,767千円(前年同期比+185,661千円、+5.3%)、営業利益は543,255千円(前年同期比+154,109千円、+39.6%)となりました。

(化成品事業)

電子材料関連は、スマートフォンや自動車の販売台数減少の影響はあったものの、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染予防に伴い在宅勤務などの広がりによるデータセンター向け需要の増加や5Gの本格始動によるメモリ市況の回復の徴候が見られ、売上は増加致しました。

香料材料関連は、品質の安定化および安定供給に努めたことに加え、海外の香料メーカーを中心に販路を拡充致しました。また、当社の販売先である香料メーカーにおいても新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、日用品向けの需要が堅調であったことから、売上は増加致しました。

ロジスティック関連は、国内の溶剤需要が鈍化した影響を受けてタンク回転率に若干の落ち込みが見られたものの、顧客満足度向上に努めた結果、タンク契約率は高水準で推移しました。

この結果、同事業の売上高は2,908,579千円（前年同期比+445,678千円、+18.1%）、営業利益は217,532千円（前年同期比+12,174千円、+5.9%）となりました。

財政状態は、前事業年度末対比で次のとおりであります。

当第1四半期会計期間における総資産は41,282,748千円となり、前事業年度末比2,152,231千円の増加となりました。

流動資産は16,718,334千円で、前事業年度末比1,215,227千円の増加となりました。これは現金及び預金449,110千円の増加、受取手形及び売掛金231,318千円の増加、商品及び製品260,804千円の減少、原材料及び貯蔵品305,074千円の増加によるものであります。

固定資産は24,564,414千円で、前事業年度末比937,003千円の増加となりました。これは主に取得による増加1,600,844千円、減価償却による減少555,530千円によるものであります。

流動負債は17,950,345千円で、前事業年度末比859,914千円の増加となりました。これは主に支払手形及び買掛金482,198千円の増加によるものであります。

固定負債は12,295,353千円で、前事業年度末比824,558千円の増加となりました。これは主に、長期借入金802,284千円の増加によるものであります。

純資産合計は11,037,049千円で、前事業年度末比467,758千円の増加となりました。これは主に四半期純利益542,765千円によるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な経済活動の減速が懸念されるなど、先行きを予測することはますます難しくなっておりますが、当社としましては、全社の総力をあげ、前事業年度の有価証券報告書の「対処すべき課題」に記載した施策を講じ、中期経営計画「TGC300」の実現に向け取り組んでまいります。

なお、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

イ 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、1954年の設立以来、独創的な視点を大切に研究・開発に注力し、現在ではフォトレジスト向けの感光性材料等の製造・販売を中心とした「感光性材料事業」、香料材料の製造・販売及び電子材料向け溶剤を中心とする高付加価値品の製造・販売及びリサイクル、ならびに液体化学品の保管業務を行う「化成品事業」を営んでおります。

当社事業の特徴として、顧客企業と研究開発段階からの技術的な摺り合せによる顧客との強力な協業関係の構築、長年にわたり蓄積された高い生産技術力、事業環境の変化への対応力を高める成長事業と基盤事業を組み合わせた事業ポートフォリオの構築、各事業が密接に結び付くことによる大きなシナジー効果等により、国内のみならず、世界各国のお客様より高い評価をいただいております。

当社は、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方について、当社の経営理念や企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案があった場合においても、当該大規模な買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概に否定するものではなく、これに応じるか否かは最終的に株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような大規模な買付等の中には、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

ロ 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、中長期的な経営戦略及びコーポレート・ガバナンスの強化の両面より、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に努めており、次の施策が会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

a 経営の基本方針

当社は、経営方針として「安全操業を最優先し、従業員、協力会社社員、地域住民など関係者の安心できる操業環境を確保する。法令や社内ルールを遵守するとともに、誠実かつ公正な企業活動を行う。世界最高のマイクロストラクチャー構造材料を国際社会に提供する。常に新製品、新プロセス、新サービスを開発する。生産技術の高度化を推進し、新プロセスを開発、安定品質で市場競争を勝ち抜く。国内外隔たりなく企業活動を展開し、日本を代表するグローバル企業となる。全社をあげて、常に能力開発に努め、個人の能力の向上を通じて創造性を発揮し、社会に貢献する。」を掲げております。当社は、この経営方針に基づき、積極的な事業展開を進め、業容の拡大と業績の向上に邁進し、高品質かつ高機能な材料を可能な限り安価に供給することにより、産業全体の発展と高度化に役立つことを目指しております。

また、創業以来、「当社の生命線は研究開発にある」を理念に、独創的な視点を大切にした研究開発力の強化と生産技術の向上に努め、蓄積された技術やノウハウを活用して市場ニーズに迅速かつ的確に対応し、有機合成から分離精製、プラントエンジニアリング、化成品物流等に至るまで、事業分野及び事業規模を着実に拡大させることにより化学産業界で独自の地位を築いてまいりました。当社は持続的発展を通じてお客様、株主の皆様、従業員等の利害関係者に貢献することを目指しております。

b 中長期的な経営戦略

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上のため、5ヵ年の中期経営計画「TGC300」を策定し、2019年3月期からスタートさせています。

本中期経営計画では、「当社が蓄積してきた高純度合成力、精製技術により磨きをかけ、顧客品質を満たす安定供給体制を構築し、世界の技術革新に資する人・組織・事業の成長の三立を実現する」というコンセプトの下、「顧客課題、技術課題一つ一つを真摯に独創的な視点で解決し、超高品質と生産性を両立し、世界No.1ダントツ企業となる」というビジョンを掲げ、5年後の数値目標である売上高300億円以上、経常利益30億円以上、経常利益率10%以上の実現に向けて取り組んでまいります。

なお本中期経営計画の全社戦略、事業戦略は次の通りです。

<全社戦略>

人材育成

- ・生産性向上に向けた人材育成の強化
- ・文化的多様性を許容できる次世代ビジネスリーダーの育成

技術戦略の強化

- ・顧客品質と生産性を両立する製造技術開発強化
- ・蓄積された世界随一の高純度製造ノウハウとIoT技術の融合による生産性の向上
- ・技術シーズを事業化する体制を強化し、次世代のビジネスポートフォリオの構築を図る

経営基盤の強化

- ・機能性材料サプライチェーンを支える安全技術力を高める
- ・企業価値向上を目的としたガバナンス体制を構築する

<セグメント戦略>

感光性材料事業の生産能力拡大

- ・顧客品質の継続的実現により、電子材料の技術革新に貢献する
- ・先端半導体を支える超高純度合成と生産性向上の両立

化成品事業の事業強化

- ・先端半導体向け超高純度溶剤の品質・開発・安定供給体制の強化
- ・化学専業タンクターミナルとしての自動化促進と更なる高付加価値化

当社では、このような取組みを積極的に行い、企業価値の持続的な向上を実現してまいります。

c. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を実現するためには、株主価値を高めることが課題であると認識しており、経営の効率化、健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社は、監査役会設置会社及び執行役員制度を採用し、取締役会による「意思決定・監督」と管掌取締役及び執行役員による「業務執行」、監査役及び会計監査人による「監査」により、経営監督・監査と執行の機能を分担して運営しております。

取締役の任期は、責任の明確化と事業環境の変化に柔軟に対応するため、1年としております。また、社外取締役及び社外監査役を選任しており、(株)東京証券取引所が定める独立性の基準に従い独立役員として届け出ております。これらの社外役員と代表取締役社長による連絡会を四半期に一度開催し、経営や企業統治に関する様々な助言を得ることができる機会を設け、コミュニケーションの強化を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

八 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年5月26日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）」の導入を決議し、2008年6月20日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。また、2020年6月25日開催の当社第70回定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、2020年5月12日付の当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。（当社ホームページ <https://www.toyogosei.co.jp/>）

a. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様のご意志を確認させていただく場合がございます。

d. 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するとともに、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。

独立委員会は対抗措置の発動の是非または、対抗措置の発動について株主総会へ付議することの要否を取締役に勧告するものとします。

e. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、2023年6月30日までに開催予定の当社第73回定時株主総会の終結の時までの3年間とし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

二 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、a 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、b 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、c 株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、d 独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、e デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は188,580千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,143,390	8,143,390	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	8,143,390	8,143,390		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日		8,143,390		1,618,888		1,514,197

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 206,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,933,300	79,333	
単元未満株式	普通株式 3,890		
発行済株式総数	8,143,390		
総株主の議決権		79,333	

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
東洋合成工業株式会社	千葉県市川市上妙典1603	206,200		206,200	2.53
計		206,200		206,200	2.53

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,582,663	4,031,774
受取手形及び売掛金	4,654,794	4,886,113
商品及び製品	5,498,753	5,237,948
仕掛品	164,902	212,926
原材料及び貯蔵品	1,355,922	1,660,997
その他	250,777	693,604
貸倒引当金	4,707	5,030
流動資産合計	15,503,106	16,718,334
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,637,405	7,481,740
機械装置及び運搬具(純額)	4,749,290	4,484,470
土地	4,835,945	4,835,945
建設仮勘定	4,336,542	5,712,069
その他(純額)	553,770	548,269
有形固定資産合計	22,112,955	23,062,497
無形固定資産		
その他	407,099	499,044
無形固定資産合計	407,099	499,044
投資その他の資産		
その他	1,107,355	1,002,872
投資その他の資産合計	1,107,355	1,002,872
固定資産合計	23,627,410	24,564,414
資産合計	39,130,517	41,282,748
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,000,593	3,482,791
短期借入金	5,750,000	6,500,000
1年内返済予定の長期借入金	3,121,933	3,186,112
設備関係未払金	3,448,149	3,297,002
未払法人税等	463,172	135,709
賞与引当金	553,878	278,027
その他の引当金	43,038	9,962
その他	709,666	1,060,739
流動負債合計	17,090,431	17,950,345
固定負債		
長期借入金	9,316,529	10,118,813
退職給付引当金	1,539,869	1,560,002
役員退職慰労引当金	68,085	70,565
その他	546,310	545,971
固定負債合計	11,470,794	12,295,353
負債合計	28,561,225	30,245,698

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,618,888	1,618,888
資本剰余金	1,541,589	1,541,589
利益剰余金	7,492,657	7,956,051
自己株式	89,550	89,748
株主資本合計	10,563,584	11,026,781
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,611	10,268
繰延ヘッジ損益	1,095	-
評価・換算差額等合計	5,706	10,268
純資産合計	10,569,291	11,037,049
負債純資産合計	39,130,517	41,282,748

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	5,958,007	6,589,347
売上原価	4,615,386	5,070,734
売上総利益	1,342,620	1,518,612
販売費及び一般管理費	748,117	757,824
営業利益	594,503	760,787
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	2,855	3,431
受取家賃	6,351	6,161
受取保険金		35,551
その他	11,115	14,254
営業外収益合計	20,324	59,399
営業外費用		
支払利息	31,056	29,598
為替差損	48,416	5,800
その他	3,940	3,671
営業外費用合計	83,413	39,070
経常利益	531,415	781,117
特別利益		
固定資産売却益		263
特別利益合計		263
特別損失		
固定資産除却損	2,915	11,701
特別損失合計	2,915	11,701
税引前四半期純利益	528,500	769,679
法人税、住民税及び事業税	46,238	116,623
法人税等調整額	115,473	110,290
法人税等合計	161,712	226,913
四半期純利益	366,787	542,765

【注記事項】

(追加情報)

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大は経済や生活行動等に広範な影響を与える事象であり、現状1年程度その影響が続くものと想定しております。当該仮定に基づき、繰延税金資産の計上にあたっては、将来の課税所得の見積を行い回収可能性の判断を行っており、前事業年度からの重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び債権流動化による売掛債権譲渡額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
債権流動化による売掛債権譲渡額	1,396,093千円	1,406,885千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。また、設備投資資金等の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメント期間付シンジケートローン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当第1四半期会計期間末日の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
貸出コミットメントの総額	2,200,000千円	2,200,000千円
借入実行残高		
差引額	2,200,000	2,200,000

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
貸出コミットメントの総額	6,400,000千円	6,400,000千円
借入実行残高	3,658,000	5,343,000
差引額	2,742,000	1,057,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
減価償却費	529,161千円	555,530千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月10日 取締役会	普通株式	39,686	5.0	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月12日 取締役会	普通株式	79,371	10.0	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	感光性材料事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,495,106	2,462,901	5,958,007		5,958,007
セグメント間の内部 売上高又は振替高		66,556	66,556	66,556	
計	3,495,106	2,529,457	6,024,563	66,556	5,958,007
セグメント利益	389,145	205,358	594,503		594,503

(注) セグメント利益又は損失は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額 (注)
	感光性材料事業	化成品事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,680,767	2,908,579	6,589,347		6,589,347
セグメント間の内部 売上高又は振替高		66,217	66,217	66,217	
計	3,680,767	2,974,797	6,655,564	66,217	6,589,347
セグメント利益	543,255	217,532	760,787		760,787

(注) セグメント利益又は損失は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	46円21銭	68円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	366,787	542,765
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	366,787	542,765
普通株式の期中平均株式数(株)	7,937,197	7,937,098

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2020年5月12日開催の取締役会において、配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額..... 79,371千円

(ロ) 1株当たりの金額..... 10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2020年6月26日

(注) 2020年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月7日

東洋合成工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳野博之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金澤 聡 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋合成工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東洋合成工業株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と

認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。